

桐生郷土誌

復刊版



群馬地域文化振興会

桐生郷土誌

桐生町役場編集



照雅首

今古

明治庚戌初亥

後洞前原理牧



序 文

明治四十二年九月二十五日我縣知事の訓令してひそく郷土誌を調製して市町村役場市町村立學校に備付へしこけらく考ふるに郷土誌の風土記なりもく國々のふさを記せることの物は見えたるは履中の大御代を始とすその同天皇紀秋八月始之於諸國置史籍記言事達四方志とあり爰に風土記とありしるをれは言事を記すごあるをもて風土記の體なるふさを推知するに難からずその後元明の朝和銅六年五月の制の畧にいそく畿内七道諸國郡郷名著好字其郡内所生銀銅彩色草木禽獸魚虫等具録色目及土地沃瘠山川原野名號所由古老相傳舊聞異事載千史籍言上せよごこも亦風土記なりその證も仙覺か萬葉集抄に曰く和銅六年令注進風土記之時任太政官之符定二字用好

字と記せるを思ひ合せて辨ふべし正しく風土記と見ねたるも
延長三年十二月に在りそのをりの太政官符の畧に曰く五畿七
道諸國司應早速勸進風土記事とあり即ち是なりかくしもありま
たたひ風土記をめさ々られし大を思ふに風土記てふものも
國の興廢戸口の増減物産の盛衰は更なり何くれの事にも至
るまでつゝらかに明らかめ國家經營上一日も闕くべからざる最
大必要のものなれりなりこたひ我縣知事の郷土誌調製の訓令
も此みおきてに職由せるに外ならずこそおもふさてその時々
に各國郡邑里より風土記をさ々々まつりしよりおしおかれは
その國郡邑里にも風土記即ち郷土誌やうの舊案備へありしこ
とも疑ひなしいかになれも前にいへる太政官符のつゝきに
如聞諸國可有風土記文云々若無底探求郡内尋問古老言上せよ
とあり此符の意も諸國曩に進りし風土記の舊文あるべしもし

無底ならも郡内古老にたつねて言上せよこの玉ひしものなま
ちるを然はあれどもかゝる文書今のをつゝに存在せることを
きゝに今本編三章の記事中往昔に渉まる事をもを編纂せんこ
するにあたりその参考とすべき書を得るとかたく頗たしなめ
る偶ありとするも殘片の小冊子にすぎず且中にも好事者の手
になれりとたほしく無稽孟浪のこともに滿されてひこつも
こり所なくいかゞ眞説を後代に傳へまほしう心はやた々にお
もう物あら引書にともしきをいゝにせん唯几に隠きてためら
ひな々あふのみあくの如くもいつゝあも此業をなしこくべきこ
憤をおこして普く諸家所藏の古寫本をあり受け又古老相傳の
信憑にべきものを撰擇することゝせり他の各章節目にいたり
てはつごめて虚飾なくありのまゝをいつ々て本編を調製し
をはりぬ然れども編者の短慮淺學固より誤謬なきことを保し

かたく又あなくれる古書ごもの遺漏なきことあたはず他日善
本實説を得たる日あらは本誌を訂正もし又は郷土誌補遺てふ
を書作らんことを期は

明治四十三年六月

編者識す

郷土誌目次

第一編 自然界

第一章 地界

第一節 位置

第二節 地勢

第三節 土質

第四節 廣袤

第五節 地目反別及民有官有ノ區別

第二章 水界

第一節 河

渡良瀬川、桐生川、新川

第二節 水利ノ梗概

桐生新町、新宿村、安樂土村、下久方村